

平成29年第2回八雲町議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月9日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1号 八雲町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2号 過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3号 八雲町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例
- 日程第 5 議案第 4号 八雲町育成牧場条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5号 八雲町公共下水道真萩ポンプ場の電気設備更新工事委託に関する協定の締結について
- 日程第 7 議案第 6号 平成29年度八雲町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 7号 平成29年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 8号 平成29年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 報告第 1号 平成28年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
- 日程第11 報告第 2号 平成28年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越について
- 日程第12 発議第 1号 雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書
- 日程第13 発議第 2号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書
- 日程第14 発議第 3号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算確保・拡充を求める意見書
- 日程第15 発議第 4号 オスプレイ飛行訓練の中止を求める意見書
- 日程第16 発議第 5号 学校給食の拡充・無料化を求める意見書
- 日程第17 発議第 6号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に努力するよう求める意見書
- 日程第18 発議第 7号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第19 発議第 8号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第20 発議第 9号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第22 議員派遣の件

○出席議員（15名）

1番	安藤辰行君	3番	佐藤智子君
4番	横田喜世志君	5番	三澤公雄君
6番	掛村和男君	7番	田中裕君
8番	赤井睦美君	9番	牧野仁君
10番	大久保建一君	11番	宮本雅晴君
副議長	12番 千葉隆君	13番	岡田修明君
	14番 黒島竹満君	15番	斎藤實君
議長	16番 能登谷正人君		

○欠席議員（1名）

2番 岡島敬君

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
総務課長 併選挙管理委員会事務局長	三澤聡君	企画振興課長 情報政策室長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君
新幹線推進室長	川崎芳則君	新幹線推進室参事	藤澤久雄君
財務課長 兼収納対策室長	鈴木敏秋君	会計管理者 兼会計課長	荻本和男君
住民生活課長	竹内友身君	保健福祉課長	紺谷英友君
農林課長 併農業委員会事務局長	加藤貴久君	農林課参事	森太郎君
水産課長	吉田一久君	商工観光労政課長	北川正敏君
商工観光労政課参事	藤牧直人君	建設課長 公園緑地推進室長	馬着修一君
環境水道課長	阿部雄一君	落部支所長	戸田淳君
教育長	田中了治君	学校教育課長 学校給食センター所長	石坂浩太郎君
社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長 町史編さん室長 学校教育課参事	足立直人君	体育課長	三坂亮司君
監査委員	本庄伯幸君	農業委員会会長	小林石男君
総合病院庶務課長	千田健悦君	総合病院事務長	吉田邦夫君
総合病院経営企画課長	成田耕治君	総合病院施設課長	沢野治君
八雲消防署長	竹内伸大君	総合病院医事課長	桜井功一君
八雲消防署消防課長	大渕聡君	消防長	高橋朗君
	今村幸一君	八雲消防署管理課長	

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野口義人君	住民サービス課長	井口貴光君
熊石教育事務所長			
産業課長	田村春夫君	熊石消防署長	伊丸岡徹君
海洋深層水推進室長			
熊石国保病院事務長	桂川芳信君		

○出席事務局職員

事務局長	山田耕三君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は14名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に三澤公雄君と宮本雅晴君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長より諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（山田耕三君） ご報告いたします。
本日の会議に町長より補正予算1件が追加提出されております。
また、議員発議によります意見書案9件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書、議員派遣の件が提出されております。
本日の会議に岡島敬議員欠席、黒島竹満議員遅刻する旨の届出がございます。
以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第1号八雲町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。
○議長（能登谷正人君） 財務課長。
○財務課長（鈴木敏秋君） おはようございます。議案第1号八雲町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書1ページからであります。

本件は地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、八雲町税条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは概要説明書によりご説明申し上げます。概要説明書の3ページからご覧いただきたいと思っております。適用期日が平成29年4月1日、平成31年1月1日に分かれております。まず、平成29年4月1日適用分からご説明申し上げます。1の条例第33条及び第34条の9、配当所得等の課税方式決定に係る規定の改正は議案書では1ページから2ページで、当該条文は特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税確定申告と町道民税申告を勘案して課税方式を決定できることを明確化したことに伴う条文の

整備をしようとするものであります。

2の条例第48条、法人の町民税の申告納付に係る規定の改正及び3の条例第50条、法人の町民税の不足額の納付の手続きに係る規定の改正は議案書2ページから6ページで、地方税法の改正に伴う適用条項、文言と条文の整備であり、規定の趣旨に変更はないものであります。

4の条例第61条、固定資産税に係る課税標準額の特例規定の改正は議案書6ページで、震災等により滅失した償却資産に替わる償却資産の取得に対する固定資産税の課税標準額の特例が追加されたことに伴う条文の整備をしようとするものであります。

5の条例第61条の2、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置の追加に係る規定条項の新設は議案書6ページで、固定資産税の課税標準額を法の範囲内で軽減を定めることができる対象が追加されたことによる条文の整備をしようとするものであり、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業並びに事業所内保育事業の認可を得たものが直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税の課税標準額を標準である2分の1にしようとするものであります。

6の条例第63条の2、固定資産税の居住用超高層建築物に係る課税規定の改正は議案書7ページで、超高層建築物に係る区分所有者ごとの課税方法について、補正方法の追加に伴う条文の整備をしようとするものであります。概要説明書は4ページであります。

7は震災により被災市街地復興特例特別措置法に基づく復興推進地域に定められた場合の土地の固定資産税について、震災発生後4年度分に限り震災前と同様の取扱いとする特例規定の追加に伴う改正で、(1)として条例第63条の3、議案書7ページから8ページで、区分所有に係る家屋の敷地に係る条文の整備をしようとするものであり、(2)として条例第74条の2、議案書8ページから9ページで、住宅用地の特例を適用する規定に係る条文の整備をしようとするものであります。

8の条例附則第8条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例規定の改正は議案書9ページで、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について適用期限を3年間、平成33年度まで延長する条文の整備をしようとするものであります。

9の条例附則第10条読み替え規定の改正は議案書9ページから10ページで、地方税法の改正により条項の新設等、適用条文のズレに伴う読み替え規定条文の整備をしようとするものであります。

10の条例附則第10条の2、固定資産税の地域決定型地方税制特例措置の追加に係る規定の改正は議案書10ページで、固定資産税の課税標準額を法の範囲内で軽減を定める対象が追加されたことによる条文の整備をしようとするものであり、第14項として子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業所が設置する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産税について、課税標準額を5年度分に限り標準である2分の1にしようとするものであります。なお、同条第5項から第13項への改正は、法改正に伴う適用条文の項及び号ズレによる条文の整備であります。

11の条例附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする

る者がすべき申告に係る規定の改正は議案書 10 ページから 14 ページで、第 9 項及び第 10 項として、耐震改修及び熱損失防止工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった住宅に対する固定資産税の減額制度の新設に伴い、その申請方法についての規定の追加をし、他条文の整備をしようとするものであります。

概要説明書 5 ページになります。12 の条例附則第 16 条、軽自動車税の賦課徴収の特例規定に係る改正は議案書 14 ページから 15 ページで、軽自動車税のグリーン化特例を 2 年間延長する規定の整備をしようとするものであります。

13 の条例附則第 16 条の 2、軽自動車税の賦課徴収の特例規定の新設は議案書 15 ページから 16 ページで、自動車メーカーの燃費試験不正問題に伴う不足税額について、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課す規定の追加に伴い条文の整備をしようとするものであります。

14 は配当利子等所得に係る町民税の課税方法決定に係る規定の改正であります。(1) の条例附則第 16 条の 3、議案書は 16 ページから 17 ページで、上場株式等の配当所得等に係る規定の改正、及び(2) の条例附則第 20 条の 2、議案書は 17 ページから 18 ページで、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税特例の改正、並びに(3) の条例附則第 20 条の 3、議案書は 18 ページから 19 ページで、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る課税特例の改正は、所得税確定申告と町民税申告を勘案して課税方式を決定できることを明確化したことに伴う条文の整備をしようとするものであります。

15 の条例附則第 17 条の 2、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例規定の改正は議案書 17 ページで、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間、平成 32 年度まで延長する条文の整備をしようとするものであります。

次に、平成 31 年 1 月 1 日適用分として、条例附則第 5 条、町民税の所得割に係る控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の改正は議案書 9 ページで、控除対象配偶者の定義を同一生計配偶者に変更する条文の整備をしようとするものであります。これは配偶者特別控除について、所得控除額が 33 万円となる配偶者の合計収入額の上限を現行 110 万円未満から 155 万円以下に引き下げる措置にかかるものであります。また、配偶者控除等に適用される納税者本人に収入制限を設定し、合計所得金額が 900 万円を超える場合には控除額が軽減、消失する仕組みが導入されております。

以上が八雲町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。議案書の改正条例の各規定につきましても、ただいまご説明申し上げた概要説明の内容の他は地方税法や条例中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定でございますので各条項の説明は省略させていただきます。

なお、本改正条例附則第 5 条及び第 6 条の規定は、本則において附則第 16 条を改正するに当たり、軽自動車税種別割の平成 31 年 10 月 1 日に延期導入に係り、平成 26 年 4 月 21 日及び平成 29 年 3 月 17 日に議決いただいた 2 つの八雲町税条例等の一部を改正する条例を整備する必要が生じたことによる規定であります。

以上で議案第1号八雲町税条例等の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） 条例第61条並びに条例第74条の2に定められております字句の定義についてお伺いしたいと思います。震災等という定義はどのようにされていますか。これは大型台風や大型低気圧という部分とかも入ってくるのか、またそれを定めるのは国の方が定めて初めてなるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 今回の震災関係に関する特例措置は、先の熊本大震災を考慮した規定の改正ということになっておりますので、国が激甚災害に指定したような災害を想定していると。なおかつ、その指定は当然国が行いますので、その指定に基づいた中で各市町村の税条例もその規定を適用するかしらないかというようなことになるか、というふうになっております。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） ということは、当町におきましても激甚災害の適用になった件数が今まで何件か過去の部分でありましたけれども。そういった部分で激甚指定された場合には、この条例が適用されるというふうに考えてよろしいんですか。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 個々の事例にはよるかと思いますが、基本的にはこれ地震によって住宅が壊滅的な被害、市街地一帯が壊滅的な被害を受けた時を想定した法なり地方税法の規定でもって市町村条例で定めるといような趣旨になっているということからすれば、これまで八雲町が激甚災害に指定されたような案件ではこの部分の規定には該当してこないのではないかと考えています。

○13番（岡田修明君） 分かりました。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第3 議案第2号過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長(鈴木敏秋君) 議長、財務課長。

○議長(能登谷正人君) 財務課長。

○財務課長(鈴木敏秋君) 議案第2号過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書23ページでございます。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成29年3月31日公布されたことに伴い、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正しようとするものであります。本改正においては、過疎地域における振興施策等の実施状況に鑑み、法による支援対象事業を見直したものであり、具体的には情報通信流通利用事業、いわゆるコールセンターを対象外とし、農林水産物等販売業を支援対象としたものであります。これに伴い条例を、対象事業を規定する第2条第1項第1号において情報通信流通利用事業を削除し、農林水産物等販売業を追加とする改正を行おうとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用しようとするものであります。

以上を持ちまして議案第2号の提案説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第3号八雲町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 議案第3号八雲町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の全部改正についてご説明申し上げます。議案書につきましては24ページをお開き願います。

この度の改正は農業協働組合法の一部を改正する等の法律の施行により、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法が変更されたことによる改正となります。現在の農業委員につきましては公職選挙法による公選による委員と団体推薦による委員の併用となっておりますが、改正後は公選制を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命による選任となります。選任にあたっては同業者・農業者が組織する団体、その他の関係者に候補者の推薦を求めるとともに、公募を広く行うこととしております。また、委員の過半数を認定農業者とすること、また年齢・性別に著しい隔たりが生じないよう配慮すること、任命の過程の公平性・透明性の確保等が求められております。

それでは改正する条例のご説明を申し上げます。まず条例の名称を八雲町農業委員会の委員の定数に関する条例と改めます。続きまして第1条趣旨につきましてはただ今ご説明申し上げました農業委員会等に関する法律の根拠法令の規定となっております。第2条は定数として現行の農業委員定数14名と同じ同数といたしております。

附則として、施行期日は現行委員の全員が退任する日の翌日といたします。現行委員につきましては経過措置として平成29年11月30日で任期満了することから、新制度への移行につきましては平成29年12月1日からとなります。読み替え規定につきましては、条例施行前日までの間の根拠法令の読み替え規定となります。

今後の予定といたしましては、各農業関係団体等からの推薦・公募の受付を条例可決後7月から開始し、農業委員会の人事案件承認につきましては第3回定例会を予定しております。以上、議案第3号の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第4号

○議長(能登谷正人君) 日程第5 議案第4号八雲町育成牧場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○農林課長(加藤貴久君) 議長、農林課長。

○議長(能登谷正人君) 農林課長。

○農林課長(加藤貴久君) 議案第4号八雲町育成牧場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書につきましては25ページをお開き願います。

この度の改正は八雲町育成牧場の管理運営について、地方自治法第244条の2第3項及び八雲町公の施設に係る指定管理者制度の手続きに関する条例に基づきまして、指定管理者による管理運営を行うことが出来るようにするための改正となります。八雲町育成牧場については町内の乳用牛及び肉用牛の健全な育成を推進し、酪農経営及び肉用牛経営の合理化並びに安定化を図り、八雲町農業の振興に資するために設置され、町の直営管理としてきたところですが、町内畜産業の多様化及び大規模化等により利用者のニーズも多様化してきていることから、より高度な牧場運営の知識を有する民間団体等の指定管理者による管理運営を選択肢とすることが出来るようにしようとするものであります。

改正する内容についてご説明申し上げます。議案書25ページになります。条例第11条の次に第12条として、指定管理者による管理を行わせることが出来る業務の規定の追加をいたします。

続きまして第13条第1項は指定管理者が行う業務の規定で、第1号として育成牧場の利用許可及び制限に関する業務、第2号として利用の取り消しに関する業務、第3号として維持管理に関する業務、第4号育成牧場運営事業の計画及び実施に関する業務、第5号として育成牧場の利用料金の徴収に関する業務、第6号としてその他町長の定める業務としております。同条第2項は指定管理にかかる読み替え規定であります。同条第3項は利用料金に係る町長の承認規定の追加となります。

第14条につきましては、新条項追加による項ズレの改正となります。

附則として本条例は平成29年7月1日から施行するものとしております。

以上、簡単ではありますが議案第4号の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○7番(田中 裕君) 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 条例の制定についての基本的な考え方をちょっとお聞かせ願いたいんですけども。昨日の総務委員会でさらっと聞いたら、さらりと答弁きたんですけども。まあそれはそれで結構なんですけれども。

そこでね、この今まで町営でやっていたものが、説明では民間団体による運営を目指したいんだという説明がございました。そこで、今までの運営主体、やり方を前面的に変えるということになると、まあ私にしてみれば全面的な改正かなと思うんですけども。用語でいけば一部の改正というふうな表現できているんですけども。それについては、まあ結構なんですけれども。

そこでね、この附則の件についてちょっと、まずお聞かせ願いたいんですけども。これ7月1日ですよ。で、あと残されたの今6月の10日、9日なんですけれども。こんなに短い期間で施行するという根拠について、どのような背景があるのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） ただ今ご質問の施行期日につきまして、7月1日とすることではありますが。今年につきましては勿論もう4月から入牧を開始しております、町の直営で職員を配置して牧場運営を開始しております。今回の改正につきましては出来る規定の追加ということで、選択肢として指定管理者というものを選択出来るようにしようとするものであります。7月1日とする根拠につきましては、最短で言うと来年度からの管理運営の選択肢を検討することになるんですけども、指定管理者の選択・公募につきましては種々の条例に基づいた手続きが必要となります。公募を開始し、勿論議会の承認も得なければなりません。そういったいろんな検討を進めるにあたっては条例が改正されておられませんと公募も検討も出来ないということで、6月の今回の定例会の議決いただいた後、7月1日から牧場運営管理条例の改正を適用させていただきまして、検討を開始したいと思っております。

先程も申し上げましたが、最短では来年の4月1日というか、30年度からの運営をまずは考えたいとは思っておりますが、公募をした段階で特殊な業務でもありますので、引き受けていただける方が、あと業務の●●的確に遂行していただける団体等があるかないかという部分を慎重に見極めてですね、やっていく必要があるということでご理解いただきたいと思っております。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 分かりました。そこで、条例に伴いまして予算も結局ついてまわるものだと思うんです。で、これからなんだと、全てこれからなんだと、そこは分かる。けども、我々に条例が提出された場合、ある程度の大まかな数字でも結構ですから、直営でやった場合と指定管理でやった場合、昨日もちょっと聞いたんですけども、まあこ

れから研究して検討をしていきたいというふうな答弁をもらったんですけれども。条例を制定する場合は私はある程度大まかな数字でも結構ですから、こういう直営でやった場合はこう、指定団体でやった場合はこう、そして財政に対してはプラスマイナスというふうな大まかな考え方で結構ですから、何か今現在でも結構ですから、お持ち合わせでしょうか。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） ただ今、財政運営のお話でありますけれども。平成29年度の予算で申し上げますと、本年度一般財源として712万1,000円を計上させていただいております。その他につきましては牧場運営費等で賄って、トータルの予算としては1,700万弱となっておりますけれども。今後指定管理者に移行した段階は一般財源の712万ほどを指標として、ランニングコストにつきましては牧場の預託をしていただくお客様からいただく利用料金を元にまわしていきたいというふうに考えております。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） なんか後でまた整理をしておきます。そこでね、よく条例改正等々においては委員会がよく議論をされるんですけれども。先ほど岡田君とのやりとりの中で、これ前に来ていたかって言ったら、委員会にかかっているんですね。委員長、かかっていましたよね。私の記憶ではなかったものですからね、あえて言うんですけれども。こういう条例の改正等々については委員会に一応ふってね、そこでまたいろんな議論をして、そこで上程するっていう手法も私はありやと思うんですけれども。これはこの辺の流れはいかがだったでしょうか。いや、委員会でも報告してありますよというんだったら別ですけども。私の記憶の中にはなかったものですから、ちょっとその辺の流れについて考え方をお聞かせ願いたいんですけれども。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 育成牧場の運営の部分につきましては、直営の部分の運営状況につきましては各定例会の常任委員会等でもご説明をさせていただいております。今回の指定管理者の考え方を、出来る規定を追加する考え方につきましては、本年の3月の第1回定例会におきまして、定例会会期中に開催されました総務常任委員会においてご説明をさせていただいております。議員おっしゃる付託につきましては、今回議案提出の部分で出来る規定の追加ということで本会議提出という考え方をとらせていただきましたことをご理解いただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 了解ですね。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第5号

○議長(能登谷正人君) 日程第6 議案第5号八雲町公共下水道真萩ポンプ場の電気設備更新工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長(馬着修一君) 議長、建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(馬着修一君) 議案第5号八雲町公共下水道真萩ポンプ場の電気設備更新工事委託に関する協定の締結について提案説明いたします。議案書27ページをご覧ください。

本件は八雲町公共下水道真萩ポンプ場の電気設備更新工事委託に関する協定の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

協定の内容ですが、1委託工事、八雲町公共下水道真萩ポンプ場の電気設備更新工事。2建設場所、八雲町元町地内。3委託金額、7,200万円。4委託期間、本会議議決から平成31年3月29日を予定しております。5委託者、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団、代表者理事長、辻原俊博。6契約締結の時期、平成29年6月中ということで、仮協定を6月1日付けで締結しており、本定例会における議決をもって本協定となります。

真萩ポンプ場は大雨などにより遊楽部川が増水し、支流であります真萩川の排水ができなくなった場合、この真萩ポンプ場を稼働させ強制的に排水する施設で、公共下水道施設の位置づけとなっておりますが、その維持管理については建設課で行っております。平成2年に供用開始をしてから27年が経過し、老朽化が進み、電気設備関係の更新が必要となったものでございます。

協定は平成29年、30年の2ヵ年で、各年度の内訳は平成29年度が2,200万円、平成30年度が5,000万円となっております。今年度は更新する電気設備の一部製作で、平成30年度は製作及び設置交換を行う予定となっております。

以上で議案第5号の工事委託に関する協定の締結についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） この下水道関係の入札なんですけれども。今回は入札は参加者は何件あったのかという部分と、これそんなに特殊な工事なんですか。いつも公共団体関係の工事の下水関係は、この日本下水道事業団というところが他町村においても行われておりますけれども。その辺の事情を何か分かる部分があればお伺いしたいと思います。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） 下水道事業団は国が認めたそういう特殊な会社と申しますか、北海道ですとか札幌市、函館市からの職員が出向して構成されている、そういう事業団でございまして、町に代わってここが入札等も実施するというところでございます。特にこの電気ですとか、特殊な設備についての各市町村で専門の職員がいないということで、市町村に代わってこの下水道事業団が入札も含めて実施するということの、国が唯一認めているところで、この1社だけについて委託をしているという状況でございます。

○13 番（岡田修明君） 今度ゆっくりお伺いしたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第6号平成29年度八雲町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第6号平成29年度八雲町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。議案書28ページであります。

この度の補正は歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに8,199万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億5,357万8,000

円にしようとするものであり、消防耐震貯水槽整備事業の他9つの事務事業の追加等の補正であります。

それでは事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書38ページであります。2款総務費、1項総務管理費、12目地域振興対策費250万円の追加はコミュニティ事業助成金で、熊石地域の第3相沼町内会が所有する山車の改修整備費に助成しようとするものであります。本山車は昭和32年に整備したもので、これまでも修理を重ねてきたところではありますが、山車の人形・衣装の劣化、本体のひび割れなど傷みが著しく、巡航に支障があることから、それら改修を行うにあたり一般財団法人自治総合センターの助成事業を活用しようとしたものであり、この程その助成が決定となったことから予算補正し、整備しようとするものであります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費2,158万8,000円の追加は、障がい児通所等給付事業の事業費の追加であります。本事業の当初予算においては、森町の児童発達支援放課後デイサービス事業所を対象として計上したものであります。本年3月、新たに八雲町内においてもサービス提供施設が認可・開所され、通所に容易であることから利用希望が増加し、現在の利用実数が当初予算計上数を超過している状況から、その施設環境をも考慮し今後増加するであろう経費を試算し、不足予算額を追加しようとするもので、20節扶助費に障がい児通所等給付費2,157万5,000円、12節役務費にその支払事務手数料1万3,000円の計上であります。3目熊石保育園費は財源内訳の変更で、北海道の多子世帯の保育料軽減支援事業の実施に係るもので、後に歳入においてご説明いたします。なお、先の2目児童措置費においても同様に、当初予算計上分の国の子、なかよし、あかしや保育園への委託料に係る財源内訳についても変更を行おうとするものであります。

5款1項労働費、3目雇用創出事業費200万円の追加は、産業人材確保・育成事業における空き店舗活用によるにぎわい創出事業補助金の追加であります。本事業は八雲町地方創生総合戦略事業として昨年度から実施した事業であります。その事業展開に要する基盤整備予算、具体的には拠点として八雲本町商店街の空き店舗を活用するにあたり、その改修費用に要する予算を平成28年度に計上していたものであります。事業の実働となる地域おこし協力隊員が年度末まで充足できなかったことから改修までは実施できず、予算未執行とし本年度に至ったことから、改めて計上しようとするものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,669万4,000円の追加は、経営体育成支援事業他2事業の追加であります。経営体育成支援事業補助金は各地域の人農地プランにつけられた中心経営体等の施設整備に対する国の支援であり、このほど1酪農経営体の農業機械の取得について300万円の支援が認められたことから計上するものであります。担い手確保経営強化支援事業補助金は、各地域の人農地プランに基づき経営の発展・改善を目的に農業機械等の取得に対する国の支援であり、取得費の2分の1以内を上限に補助されるもので、このほど1肉用牛経営体の農業機械の取得について1,144万4,000円の支援が認められたことから計上するものであります。農業次世代人材投資事業交付金は、国の青年新規就農倍増プロジェクトに基づく政策で、経営開始型としては年150万円、夫婦

での就農の場合は年 225 万円を最長 5 年間給付するもので、本年新たに就農した新規就農夫婦 1 組に対し 225 万円の交付がこのほど認められたことから計上しようとするものであります。4 目畜産業費 150 万円の追加は、北里八雲牛地産地消体系構築事業補助金の追加であります。北里八雲牛については北里大学、新函館農業協同組合など 5 者からなる普及推進協議会によりその生産方法の普及に努めてきたところではありますが、消費面からすれば主な消費地が関東圏であり、八雲町内での消費は機会自体が少ないのが現状であります。真に地域に伝えられる農業モデルとなるためには、牛肉の生産から流通・消費までの地産地消のシステム化が必要であり、このほどその構築を目指した取組を企画し、その財源について一般財団法人地域活性化センターの支援事業に申請したところ、採択となったことから予算の追加をするものであります。具体的には休眠牛舎を利用した増産体制の検討、八雲中心市街地で賑わいの創出もかねた講演会・イベントの開催並びに市場調査を実施しようとするものであります。

議案書 40 ページになります。7 款 1 項商工費、2 目商工振興費 524 万 9,000 円の追加は、風力発電等に係るゾーニング手法検討モデル事業の追加であります。本事業は昨年度着手し、本年度においても国の制度の事業費上限の 2,000 万円を予算計上し、環境影響調査、住民参加型ワークショップ、関係機関ヒアリングなどにより風力発電ゾーニングマップの策定完了を目指したものであります。一方、住民から注視されていた鳥類保護の面に関しては、文献調査や関係者からのヒアリングにより反映させようとしていたものであります。制度改正により事業費の追加が可能となり、国から鳥類調査についてより深めるよう提案があったことから、予算を追加し対応を図ろうとするものであります。

9 款 1 項消防費、3 目消防施設費 3,246 万 5,000 円の追加は、老朽化した防火水槽を耐震性のある貯水槽へ更新する事業で、国に補助金の申請を行っていたところ、このほど採択されたことから計上するもので、熊石雲石町地区の貯水槽の整備を図ろうとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は 8,199 万 6,000 円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書 34 ページであります。12 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金 544 万 4,000 円の減額は、北海道が平成 29 年度実施する多子世帯の保育料軽減支援事業に伴う各保育園の保育児童利用者負担金の減額であります。北海道の多子世帯の保育料軽減支援事業とは、第二子以降の 3 歳未満児の保育料の無償化であり、市町村民税所得割合算額が 16 万 9,000 円未満の世帯を対象とし、平成 29 年 4 月から適用するものであり、市町村が当該無償化に要する費用に対し、道は 2 分の 1 を補助するものであります。当該事業の実施により、八雲町においては保護者負担金为先のとおり 599 万 4,000 円減額となる試算であり、それに対し道から町が従来単独で実施している軽減分も対象に 302 万 6,000 円の補助金が交付される試算となり、同補助金において追加計上しようとするものであります。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 1,078 万 9,000 円の追加は、歳出で説明しました障がい児通所等給付事業に係る国の負担金で、節説明欄のとおり計

上で、対象経費の2分の1相当額であります。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目労働費国庫補助金 42 万 5,000 円の追加は、歳出で説明いたしました産業人材確保・育成事業に対する交付金であり、補助率2分の1の地方創生推進交付金を活用しようとするものでありますが、国の事業審査において当初予算計上分の事業費の一部に対象外と判断された経費が生じたことから、それらを勘案し増額分を計上するものであります。8 目消防費国庫補助金 676 万 3,000 円の追加は、歳出で説明しました耐震貯水槽整備事業に対する消防防災施設整備費補助金であります。14 款国庫支出金、3 項委託金、3 目商工費委託金 524 万 9,000 円の追加は、歳出で説明しました風力発電等に係るゾーニング手法検討モデル事業委託金であり、歳出と同額であります。

15 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金 539 万 5,000 円の追加は、国庫負担金と同じく、歳出で説明しました障がい児通所等給付事業にかかる道の負担金で、節説明欄の通りの計上で、対象経費の4分の1相当額であります。議案書 36 ページになります。15 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費道補助金 302 万 6,000 円の追加は、12 款分担金および負担金で説明しました道の多子世帯の保育料軽減支援事業による補助金であります。4 目農林水産業費道補助金 1,669 万 4,000 円の追加は、歳出で説明しました農業次世代人材投資事業交付金に対する個別所得補償経営安定推進事業補助金 225 万円、経営体育成支援事業補助金 300 万円、担い手確保・経営強化支援事業 1,144 万 4,000 円であり、いずれも歳出と同額であります。

19 款1 項1 目繰越金 959 万 9,000 円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

20 款諸収入、5 項7 目雑入 380 万円の追加は、歳出で説明しました第3 相沼町内会が所有する山車の改修整備費に対する自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金 250 万円、北里八雲牛地産地消体系構築事業補助金に対する地域活性化センターからの助成金 130 万円であります。21 款1 項町債、5 目消防債 2,570 万円の追加は耐震貯水槽整備事業費に対応するものであります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の 8,199 万 6,000 円の追加であります。

次に地方債の補正であります。議案書 31 ページになります。第2 表地方債の追加は、耐震貯水槽整備事業 2,570 万円であります。

以上で議案第6 号平成 29 年度八雲町一般会計補正予算（第2 号）の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○6 番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村君。

○6 番（掛村和男君） 3 年何ぼ過ぎて、もう約丸 4 年。それで今回の補正も含めて一般会計で約 140 億と。それで特会も含めるとかなりの大幅な予算、それについてはいろいろな流れもあるでしょうけれども、新幹線とそれからふるさと納税等。今はなんとしてもそ

の岩村町政で4年近く、安定した政権のもとでこれだけの予算組みをしてきたと。事業を行ったと。それで議長、これに直接関連すると思うんだけど、発言してもよろしいでしょうか。

○議長（能登谷正人君） はい。

○6番（掛村和男君） これにかんがんで今後の政権運営とその意欲について、この補正予算の場でもって、ちょっとお聞きをしたいと。出馬表明についてどのように考えているか。それによって今後の2期目の町政に大きく係ってくると思うので。その際ですね、1期目においてはほとんど公約もされていないと、選挙もしていないわけですから。是非、きちっとした政策の骨子、そういうようなものも含めて出馬表明なるものをされたらいかがですかと。そのように思っておりますので、以上です。

○議長（能登谷正人君） 町長答弁できますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今、掛村議員から今回の一般会計の補正に絡めて、今までの町政とこれから2期目に対してどうするかという質問だと考えました。で、私が町政を担って4年を終わろうとしております。

（何か言う声あり）

○町長（岩村克詔君） その間、就任当初から事件・事故・不祥事等々が続き、私も大変、自分でいいのだろうか、八雲の町を引っ張っていけるのだろうか大変悩みました。町民の皆様からも叱咤や激励をいただき、また議員の皆様からは適切なアドバイス・ご指導をいただきながら解決をしてきたものと思います。そう悩んでいる時に、私はやはり私の得意である民間の経営者の感覚をもって財政をきちっと運営をしていく、病院の経営さらには自らがトップセールスマンとなり八雲町を売り歩く、そして人脈を作ってこの八雲町の未来を見据えて取り組んでいくことに一生懸命走り回りました。おかげさまで少しずつではありますけれども成果が見えはじめてきております。このことはさらに前に前に進むべき勇気となっております。自分の思い、また夢を実現させるためにも10月執行の町長選挙において挑戦をし、町民の皆様のご審判を仰ぎたいと考えています。先程、掛村議員から1期目の公約はなかったぞという話でありますので、この2期目に対してはしっかりと挑戦するにあたり、公約を町民の皆様を示し、多くの機会をもって訴えていく所存であります。議員皆様の支援もいただければ幸いです。

○議長（能登谷正人君） という答弁でよろしいですか。良いですねこれでね。

他にありませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 3つほどありますけれども、35ページの歳入で労働費国庫補助金のところ。産業人材確保・育成事業交付金のところで対象外と判断されたものがあったというお話でしたけれども、対象外と判断されたものというのは何だったんですかとい

うのが1つです。

それと次の37ページのところですけれども。雑入で地域活性化センター助成金ってあるんですけれども、地域活性化センターというのはちょっと、どういうものなのかご説明をお願いいたします。

それと39ページなんですが、これも雇用創出事業費で空き店舗活用による賑わい創出事業補助金のところなんですけれども。この200万ってということなんですけれども、この空き店舗は3年間の賃貸契約ということで間違いなかったかどうか確認をしたいと思います。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 佐藤議員の1点目のご質問の国庫補助金の対象外のメニューが何だったのかというご質問だったと思いますけれども。今回の国庫の交付金の推薦にあたりまして、関係経費を国に申請してございまして、その中で空き店舗に係る維持費の中の光熱水費が交付金対象外ということで認定されまして、決定額が604万5,000円という金額になってございまして。今回その不足分、当初予算から不足している部分を財源として国庫補助金の計上をしたというところでございまして。

二点目の地域活性化センターは調べます。

○議長（能登谷正人君） 休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時18分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 先程の2点目のご質問の地域活性化センターの団体の概要でございますけれども。地域活性化センターは活力あふれる個性豊かな地域社会を実現するため、人づくり、町づくり等の地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的とする団体でございます。この団体の財源は運用収益もございまして、会員の会費、それと日本宝くじ協会の助成金、全国市町村振興協会からの助成金等を財源として活動している団体でございます。

この度の助成金は活力ある地域づくりの助成事業への支援メニューに対して助成金をいただくということになってございます。

○商工観光労政課参事（藤牧直人君） 議長、商工観光労政課参事。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政参事。

○商工観光労政課参事（藤牧直人君） 3つ目のご質問でございます空き店舗物件の契約の関係でございますが、これまでもご説明してまいりましたとおりの予算との兼ね合いもございまして、単年度ごとの契約としております。以上でございます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 先程の労働費国庫補助金42万5,000円っていうのの回答がよく分からなかったのですが。申請した額がいくらで、決定した額がいくらなのかというのをお話していただけますか。

あと、地域活性化センターという団体に対してその支援メニューというのをこちらから出したと思うんですけども、多々あるんでしょうけれども、大きなものを少し、支援メニューというのを何を出したかというのを2つ、3つ言ってもらえればと思います。

あと3つ目の単年度で契約をしているということなんですけれども、地域おこし協力隊が3年で契約をしていると思いますので、だいたい3年なのかなと思うんですけども。これ改修費用なんですよね、そうすると、3年経って契約解除となった時には改修した状態は元に戻すんですか。以上、3つです。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 1点目の国庫補助金の関係でございますけれども、申請額は1,324万1,000円に対しまして、交付金の対象になった申請額が1,209万1,000円ということで、この対象事業費に対して2分の1ということで604万5,000円が交付金として決定されてきたものでございます。

それと2点目の活性化センターへの申請の関係ですけれども、いろんな補助メニューがありまして、それに該当すると思われる事業に対して町が申請をしたということで。今回は平成29年度地方活性化に向けて頑張る地域応援事業助成金を活用できるという判断の基に、1件申請して決定をしたというものでございます。

○商工観光労政課参事（藤牧直人君） 議長、商工観光労政課参事。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政参事。

○商工観光労政課参事（藤牧直人君） 物件の関係でございますが、おっしゃるとおり協力隊は総務省の制度の中では上限3カ年ということで、この事業につきましても物件・空き店舗の利用は国の交付金の計画の中では今のところ全体で3年は承認されております。ただ、予算は単年度主義ということになります。それで造作につきまして、これは家主との協議になりますが、基本的に家主さんと現状復帰をどこまでするかというのは今後の内容によって協議を進めることになっております。この予算の成立以降になるということになっております。ただ、基本的に例えば躯体をいじるですとか、それから造作で床に強度に固定してしまうものを作るですとか、なるべくそういったことのないようなやり方でやっていきたいというふうに考えております。

それと、店舗の単年度契約ということですが、こういったことを見据えて契約書とは別に、家主さんとの確認事項ということで、予算は単年度でありますけれども国の交付金を見合いながら協議をしてまいりたいというようなことを確認しております。

以上でございます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 先程の産業人材確保・育成事業交付金の方で、この42万5,000円というのは何か足りないからこれが入ってきたとかっていうことではないという解釈でいいんでしょうか。すみません、なにか良く分からなくて。

で、あと空き店舗活用の方ですけれども、そうするとそんなに元に戻すのが大変じゃない改修をやるという解釈でよろしいんですか。以上です。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 国庫補助金関係でございますが、先程申しましたように対象事業費が1,209万1,000円で交付金決定が604万5,000円と。で、当初予算で組んでおりました国庫交付金の額が562万円ということで、決定額の差額分を今回財源として補正をしたというものでございます。

○商工観光労政課参事（藤牧直人君） 議長、商工観光労政課参事。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政参事。

○商工観光労政課参事（藤牧直人君） 改修の内容でございますが、現在想定しておりますのは壁・床・それから電灯、ここにつきましては基本的なところでございまして、家主さんとの協議が整えば、おそらく現状復帰なしでいけると思います。

また、今後展開する営利事業部門の中で飲食ということも見据えまして、シンクの一部増設、それからカウンターですね、一般の来客とそれから厨房施設の間を間仕切りを作るとことでカウンター形式にしまして、それにつきましては床に打ち込む方式ではなく、取り外し可能な方向で現在考えております。

以上でございます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 農業のところの北里八雲牛の非常に良いことだと思うんですけど、何か凄く人気があって海外からも注目されていて、オリンピックにそれを使いたいっていう声があって、でも生産が間に合わないっていう話。で、せっかくのチャンスなので、それは出来たらいいなと思うんですけども。そっちに力を入れて地産地消もいいけれども生産をそっちに頑張るとかって、そういうことはないですかね。オリンピックも八雲町の方も両方大丈夫なんでしょうか。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） ありがとうございます。北里八雲牛につきましては議員おっしゃるとおり大変好評を博しているのは事実です。こういう健康志向の時代でございますので、赤身肉の需要というのは確かに増えております。ただ牛肉の市場は霜降りという路

線と赤身肉という部分で別れていると思います。で、黎明期の時代から契約出荷等でお世話になっている関東圏の生協さんとの取引が、今主になっているのはご存知のとおりだと思います。そういった中で北里八雲牛の中でも大学の中で、上八雲の北里大学のフィールドサイエンスセンターの牧場の中で飼われている牛につきましては、日本で唯一畜産物という有機JAS認定は取れております。ただ、オリンピックにつきましてはこれからJGAPですとか、いろいろな部分の制約があります。そういった中でそういうものもチャレンジしていこうという部分は聞いておりますので、町としてもそういう部分で応援をしていきたいと思います。

現在も北里八雲牛、町内の農家さん、あと大学の牧場で飼育されている牛につきましては、育成牧場でもお預かりして預託牛として支援をしているところでもあります。ただしですね、現在ご存知だと思うんですけども牛肉の価格という部分が大変高騰しております。酪農家さんにホルスタインですね、北里八雲牛、具体的に申しますと短角和牛という種類の牛の受精卵を移植しまして、ホルスタインは子供を産まなければ乳を搾れないわけですから、そういった短角和牛を産ませて乳を搾るという。で、副産物として出てくる肉牛を育てるという取組をこの間してきたんですけども。どうしても黒毛和牛の方が市場的には高いですので、農家さんの経済的な部分は如何ともしがたい部分があつて、今現在苦慮している部分はありますけれども。

ただし議員おっしゃるとおり引く手はあります。ただし申し訳ありませんが黒毛和牛やホルスタインよりも飼育に時間がかかるのは事実であります。現在でも30ヶ月、ちょっと今早くなって26ヶ月くらいで出荷できているようでもありますけれども。そういった部分でこの北里八雲牛が町内で認知されるという部分、勿論皆さんご存知だと思うんですけども、じゃあどこに行ったら食べられるのという部分がよく聞かれることです。町内の精肉店で1頭出荷した時には入るんですけども、常時おいてあるということがないという部分。勿論、オリンピックを目指した国際的な部分にも打って出るという部分は勿論なんですけれども、町内での認知という部分は必要ではないかという部分。商店街の賑わいを含めて八雲でもこういう美味しい肉が、美味しいという言い方はそれぞれの主観ですので、すみません、こういう特色をもった肉があるんですよという部分をアピールしていきたいなということでの今回の事業だということをご理解をいただきたいと思います。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 北里大学もいろんなイベントで肉を焼いて提供している姿を見ているので、本当に応援をしたいと思います。

で、町長にお聞きしたいんですけども、先程もご挨拶の中で、民間のやっぱり商業に関してはずごい素晴らしい勘を持っていらっしゃると思うんですね。それで先ほど講演会やイベント、その北里牛に関して空き店舗を使ってやりますっておっしゃっていましたけれども、変な話、はびあでも公民館でも出来ることをあえて空き店舗を借りているからそこでやるんだと思うんですけども。この間も言いましたけど、やっぱりただ会場を移した

という、そういう使い方ではなくてね、本当に活かされて町民がここ借りて良かったじゃないって、こんなに商店が賑わってきたねって思える使い方をもっともっと工夫してほしいんですけれども、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員さんの空き店舗に対する質問だと思います。これはそこでイベントをして北里牛だとかいろんなものを販売するというのも1つですけれども、やはり重大な目的はリプモといいまして、やはり都会の人達を八雲に働きにくる、そういう仕組みを作るとというのが最大の目的であります。勿論のこと、はぴあで出来ないことを今の空き店舗でやるということで柔軟に対応しながらリプモの本事業に繋げていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

（何か言う声あり）

○議長（能登谷正人君） 休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（能登谷正人君） 再開します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今の答弁ちょっと説明が足りませんでしたので再度。この空き店舗も活用しながらイベント等々もやりますけれども、その他ですね高齢者等のカフェ等もですね、たくさんのいろんな部分であそこの空き店舗を使いながらにぎわいを創出していくということでありますので、ちょっと理解できたでしょうか。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 一般質問でも同じような答弁をいただいて、カフェはもう始まっていますよね、はぴあでね。だから場所をただ変えたっていうそういう使い方ではなく、あえてそこを借りて改修までしてやるんですから、やった意義があったんだなって町民に分かるような使い方を町長自ら考えて指導して行ってほしいなって要望です。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） よく分かりました。その辺はしっかりと私も民間の考えをもってですね、商工のほうにも指導をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） いや、今の答弁で余計に分からなくなっちゃった。使う目的がはっきりしないものを、この4月の予算に急遽入れたんでないかって言う疑問が膨らんできております。その予算委員会での説明でも、実は10月から借りているんだということがその時に分かったと。なのに、今回またこの6月に補正でいろんなところを使いやすくしなきゃならない、流しもつけなきゃならないとあっていうと、何かそこに相応しい物は他に借りるところはなかったのかとか。

そして今の赤井さんとの質問に対しての答えを聞きますと、やることが明確でない中、何故そんな使いづらいところを借りたんだろうとか。非常に疑問ばかりが膨らんでしまうと思うんですよ、町民が今のやりとりを聞いていると。もう1度ですね、そのところをはっきりと御答弁いただきたいと思います。何故あそこだったのか、また使い道は本当に具体的にあるのかということをお伺いいたします。

○商工観光労政課参事（藤牧直人君） 議長、商工観光労政課参事。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政参事。

○商工観光労政課参事（藤牧直人君） ただ今の空き店舗に関するご質問でございますが、まず物件の選定理由でございますが、当初担い手対策の稼ぎ口、産業人口の確保・育成のために恒常的な組織・仕組みを作るということがこの事業の主目的でございます。ただ、それを税金で全て賄うというような組織ではなく、将来に渡って出来れば独立して運営していく組織というものを検討・想定したところでございます。その中で運営費といったものを捻出するために外部から来た方を中心に町の中の、特に地域おこし協力隊を当初使うということですので、町の中の課題解決ということで地域物産の販売ですとか、観光情報の提供、それからコミュニティ機能の創出といったものを想定しまして、物件といたしましてはそういったことから、出来れば中心部であるはびあを中心と想定しまして、そこから南北にワンブロック程度の路面の物件ということ想定しました。当初、我々が独自調査した中では8物件空き店舗というものを確認しまして、それぞれ家主さんの意向ですとか、状況・大きさ、こういったものを踏まえまして、3店に絞りまして結果、大きさ、それから賃貸借の経費の条件、こういったものを勘案し現在の物件の契約に至ったというところでございます。

また、もう1つ、昨年度10月から賃貸借契約をしていたにも係らず活用がなされていないということにつきましては、本当に事業執行上のまずさということで当初議会におきましてもご説明し、謝意を表したところであります。今年度につきましては協力隊の確保も可能になっておりまして、先程申し上げたメニューに沿いまして、順次店舗を活用して事業を実施していく準備を現在進めているところでございます。

また、改修費につきましては冒頭財務課長から説明申し上げましたとおり、本来であれば昨年度協力隊を得て稼働させている中で改修も行っていく予定でございましたが、ぎりぎりまで協力隊の採用活動を行いました、結果採用が得られなかったということで、改修につきましては一時凍結、断念をしたという事情でございます。ただ、今年度に入りま

して協力隊の確保がなされたことを踏まえまして、また国との協議で改修費について補助対象にもなるということで認められておりまして、今回の補正の提案とさせていただきます。

また、物件の良し悪しというか、どこまで改修を入れるか入れないかにつきましては、基本的にそれぞれ感覚的なものになる場所もあります。特に壁紙、それから床の色、それからデザインとそれから照明につきましては、基本的に裸の状態でも物件を借り受けるわけですので、その事業に見合った必要最低限の装飾というものは施すつもりで当初からおりました。さらにコミュニティ事業の1つとしてカフェ、いわゆる若干の飲食を伴うものにつきましては、これは法令上シンクの数ですとか、来客との境界線の間仕切りというものが必要となっておりますので、それに基づいて改修を行いたいと考えております。

以上でございます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） まあ、ここを拠点に活動する協力隊の任期が3年ということがあって、なおかつ今の課長のお話の中からいって、ここで活動したことを、まあ活発な活動が引き続きずっと続いていくような事業をこれからも選定してやっていくって。だから3年以降もこの地でこの店舗を活用しつつ引き継いでもらえればベストだなということかなと思うんですけども。それにしても家主さんの協力感だとか、家賃のことだとか、3年後要するに協力隊の補助金がきれた後、後は好きにきなさいねみたいな、今までの協力隊に対する八雲町のやり方等がこれからもやられるのであれば、今の家賃が引き続き彼らにとって都合の、採算の合うものになるのか。また、いろいろ今店舗をこの間、相応しいものにして協力隊や関係者がいろいろやっている最中に、良かれと思ってかもしれないけれども、家主さんが時折俺はこうしない方がいいとかですよ、いろいろ口を出されるということも聞いております。そうであれば、もっと協力してもらえ、要するにこの町の事業に対して家主さんのご理解も足りないのかなと思うんですけども。何か今現状までのことを聞きますと、今後のあり方に非常に不安になる。これまでの協力隊活用の八雲の実績がないがゆえにですね、心配が募るんですよ。3年後も引き続きあの4名のうち、出来れば4名が八雲の地で自活していてももらえればと思うのですが、そういうことも含めてこの補正が意味のある改修を含めた予算になってほしいと思うんですけども。そこの部分の覚悟というか、そういった私がいくつか指摘した部分の対処なんかは、されているんでしょうか。

○商工観光労政課参事（藤牧直人君） 議長、商工観光労政課参事。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政参事。

○商工観光労政課参事（藤牧直人君） まず3年ということでございますが、協力隊については今年度4名確保しておりますが、この事業におきましては国へ提出の計画、また、ひと・まち・しごと創生戦略の中でも毎年協力隊をこの事業のもとで毎年度採用を増やしていくということを想定しております。

また、家主さんの関与につきましては当初私も折衝に参りました。その際に、この担い手対策事業ということもご理解をいただいているつもりでございますし、また、その1つの手法として、実はこの担い手対策事業は皆さんご存知のとおり、現象面でたまたま稼ぎ口として中心市街地の活性化、空き店舗の活用、それから手法論として物産振興・観光振興等に波及するものでございますので、その中での町の中の振興ということに関しても大変ご関心を寄せられていて、協力をいただけるということで当初交渉の中ではご相談させていただいておりましたが、今後ですね、これから改修それからここを使っているいろいろなことをやる。これ中心市街地の活性化の一助にもなるということで、ここのところを私の方から家主さんの方にも再度出向いてお話をしてお話をしてお協力をお願いするように、また協力隊の活動がそこで阻害されないようにサポートしてまいりたいと思っております。

また、今後この担い手対策事業、いわゆるリプモ事業の行く末というのはですね、基本的には極力自前でこういった人材確保の道というか仕組みを作るという意味で、自立のためのいわゆる稼ぎ口というものも検証しておりますし、さらに大事なのは、この一次産業、二次産業、三次産業それぞれが担い手対策というのはやっております。ただこれからの少子高齢化・人口減ということを考えますと、あと5年、10年後にそれなりの勢いで就業人口が減っていくといった時に、八雲町がもつバランスのよさ、一次産業、二次産業、三次産業のバランスの良さをもって横串でさす、いわゆる横連携を取りながらこういったことに対処していくということの一石を投じる、課題提起をしながら産業界とともにその仕組み各部を作っていくということで議論の方も進めさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 課長、今の答弁の中では少しは感じたんですけど。もっと自信をもってですね、場合によっては反問みたいな感じで三澤勉強が足りないよと。前回の協力隊員で2人もちゃんと実績残して八雲で活動しているじゃなかと、夫婦でやっているじゃないとか。今の横串の話でもですね、僕らの業界もそうです、人手不足です。ヘルパーの話なんかも言っています。だから今せっかく4名きて、ここで今空き店舗の質問なんですけれども、ここでやる仕事に肌が合うとか合わないとかの問題もありますし、また視野が広がって他の仕事も見てみようってもし思ったら、是非そのリプモですか、そういうのを活用しながら他の仕事、八雲町全体のことを見て回るいわゆるきっかけなんだという意味で、言い返してください。質問しておいてこんな言い方は変なんですけれども、今の答弁も含めて十分に分かりました。見守っていききたいし応援をしていきたいですが、それはやはり立場立場で今の家主さんの例も挙げましたけれども、端から見た時に八雲人気質というんですか、その協力している人がまわりにいっぱい見えないと、傍観する人もまた傍観したままになっていくという風土があるところだと思いますので。是非この事業、まわりから見ても応援団がいっぱいいるような形で進めていってもらえればなど。そういうこ

とであればこの補正は意味があるのかなと思います。そう感じました。

○商工観光労政課参事（藤牧直人君） 議長、商工観光労政課参事。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政参事。

○商工観光労政課参事（藤牧直人君） ただ今のご質問ですが、ご意見、非常にありがたく感じております。私の方から協力隊につきまして、ちょっとお話をさせていただきますと、4名の方が春から私どもの課に所属をしながら空き店舗を活用して一部事務所機能を移転して町内を駆け回っております。非常に精力的な方たちで、うち2名の方は元々八雲出身の方ということで、この町をさらに振り返ってみたいという志をお持ちです。私どもは毎日接しております、彼らのフットワーク、センス、そこに非常に期待をしております。ただ彼らだけでは当然この町で立ち行かない。この事業を実施している産業連携促進協議会という経済界をあげた組織の事務局として、また役場として一緒にこの事業を遂行していきたいし、これが町の方、結構応援してくれている方も逆におります。商店街の中の若い方とかも関心を個別に寄せてお話をされてくれている方もおりますので、ご意見のとおり少しでも活動が見える化、この事業の意義が見える化するよう、その辺も努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 障がい児通所の給付費についてちょっとお聞かせ願いたいんですけども。今までの議会等々において、この障がい者通所給付費について議論をして、そして答弁の中では森町に行っているんだというふうなことで、そういう説明の経緯があったんですけども。そして今回の説明の中で民間団体が立ち上がったんだという説明がございました。

それです1点は、障がい児通所等と表現されているんですけども、この等という背景について、我々どのように認識しておけばいいのかなというのがまず1点と、民間団体が立ち上がった経緯ですね、ちょっとその辺について今一度お聞かせ願いたいと思います。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 障がい児通所等給付費ということで、これは国の方の補助のメニューでありまして、障がい児の通所、それから入所、これを含めて等という言葉を使っているということでございます。

それと、ただ今町内に開設されました民間の施設ですけれども、名称は「マナ」というところでございます。八雲町の内浦の藤本自動車の修理工場の2階の方にかまえてやっております。この経過についてですけれども、今年1月に入りまして、その代表の方が役場に見えられまして、八雲か長万部でこういったデイサービスをやりたいということでお話がありました。その後ですね、その藤本自動車の2階でやることに決まりましたということで、これから道の方に認可の申請をしますということで、そういった道の方の認可、指

定を受けたのが3月の14日に受けておまして。で、そこで3月の16日からオープンと
いうような運びになっております。

以上です。

○7番(田中 裕君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 田中君。

○7番(田中 裕君) ようやくこの辺の手当ても厚くなるという風なことで大変喜ばし
いことなんですけれども。そこで、3月14日道の認可が下りたということなんですけれど
も、この小規模福祉施設という表現が正しいのかどうか分かりませんけれども、私今勝手
に言っている言葉なんですけれども。これに対しての運営費の補助等々も当然出てくると
思うんですけれども。給付費で予算化してきているんですけど、運営費等々についてはほ
どのようなお考えをお持ちかどうかお聞かせ願いたい。

併せて、ここの施設は何人くらいで運営されているのかということと、併せて2,157万
5,000円の、これ何名分を予算措置しているのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけれど
も。

○住民生活課長(竹内友身君) 議長、住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(竹内友身君) 1つ目ですね、給付費の関係ですけども、自己負担とい
うのが勿論1割ありまして、その他は国・道・町でそれぞれ2分の1、4分の1、4分の
1で負担するということとございます。それで、その給付費というのが個人に対して出す
のではなくて、施設に対して出しておりますので、それで施設の方で運営するという形に
なっております。

それと、職員の数ですけども、職員の方は所長を含めて8人でやっていますね。で、
利用者については今回5月でいきますと、6名が通所しているということになってござい
ます。通っている子は6人なんですけれども、定員としては10人ですね。以上です。

○7番(田中 裕君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 田中君。

○7番(田中 裕君) ということは運営費の増減については当初これで進みますけれど
も、今説明するとこれ最初12名、満度で予算計上しているんですか。それとも6名から進
んでいって将来増えるだろう、減るだろうというのも想定されると思うんですけど、増え
た場合、またこのような補正予算の対応がなされるのかどうか。

それと、先程いった小規模福祉団体等々についての基本的な考え方で結構ですので、将
来の助成金、補助金等々についてどのようなご見解をお持ちか、今一度お聞かせ願いた
いんですけれども。

○住民生活課長(竹内友身君) 議長、住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(竹内友身君) 今回のこの予算上はですね、定員が10人ですので、10人
で見ているという事になります。で、今後こういった施設が小規模の施設ということでは

れども、今後こういった対象となるお子さんがもし増えてきた場合には、今1ヶ所ですけれども、もう1ヶ所やりたいという法人も出てくる可能性はあると思います。それに対しては、また同じようにこういった給付費というのが対象になりますので、予算計上して対応することとなると思います。

(何か言う声あり)

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） すみません。国の基準で今その運営費というのを出しておりますので、それに例えば町が上乘せして出すとか、そういったことは無いですね。今の制度上の中でやるということになります。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第8 議案第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 議案第7号平成29年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） それでは議案第7号平成29年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書43ページをご覧ください。

この度の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万

2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億339万3,000円にしようとするもので、補正の内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの設定に誤りがあることが判明し、世帯主またはご本人が青色申告をおこなっている被保険者のうち一部の方について保険料の均等割額の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてしまうシステムの設計となっていたことが原因でございます。当町におきましては11名分の過大賦課に伴う保険料等の還付が発生するため補正をお願いするものであります。

それでは事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書47ページをご覧ください。3款諸支出金、1項償還金および還付加算金、1目保険料還付金28万7,000円及び2目還付加算金2万5,000円の追加は、ただ今ご説明いたしました保険料の均等割額の軽減判定誤りによる保険料還付金及び還付加算金に対応するため増額しようとするものでございます。

次に歳入であります。同じページの上段であります。5款諸収入、2項償還金および還付加算金、1目保険料還付金28万7,000円及び2目還付加算金2万5,000円の追加は、歳出に対応して後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金及び還付加算金の収入であります。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） このシステムって八雲町だけ起こったトラブルなの。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） これは広域連合の方のシステムなものですから、八雲町だけでなく全道、全国的な問題であります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第8号平成29年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） それでは追加でお配りしております議案第8号平成29年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

この度の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億364万3,000円にしようとするものでございます。

それでは事項別明細書により歳出からご説明いたします。5ページをご覧ください。3款諸支出金、1項償還金および還付加算金、1目保険料還付金25万円の追加は、平成28年度の出納閉鎖を終え、過年度収入保険料の過誤納還付金を算定したところ、現行予算では不足することが判明したため、今後の過年度保険料の更正による還付処理も考慮し増額しようとするものであります。

次に歳入であります。同じページの上段であります。5款諸収入、2項償還金および還付加算金、1目保険料還付金25万円の追加は、歳出に対応した後期高齢者広域連合からの保険料還付に係る収入であります。

以上、議案8号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） あの、先ほどのにも通じるかもしれませんが、これも八雲町のミスでなくて広域連合の方のミスということによろしいですか。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） ただ今の第2号補正予算に関しては誤りということではなくて、町が随時保険料についてですね、申告による更正によって保険料が変わる場合だとか、後期高齢者ですので亡くなった場合についてはそこから保険料が止まるとかというような形で、保険料を年金から特別徴収した中で多く徴収されることが、これは日常普段ありえるわけですが、それをお返ししなければならないというものを通常の事務でやっております。そういう中で当該年度いただいた保険料に関しては当該年度の歳入から返すわけですが、28年度の出納整理、ようするに5月末までの事務処理をしていく中で、どうしても5月末までに間に合わなかったものが結構な件数あったわけですが結果的に。

それで 29 年度に入ってから歳出予算で各納められた方にお返しするのですが、そのお返しするお金が予算に比べれば足りなかったということですので、今回急に追加で補正をお願いし、その返還する事務を早急に進めたいというものであります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 報告第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10 報告第 1 号平成 28 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 報告第 1 号平成 28 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてをご説明申し上げます。議案書 49 ページであります。

本件は繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。それでは 50 ページをお開き願います。繰り越した事業はこれまで議決いただいた 2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード等交付事業から 11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧事業の分収林災害復旧事業までの 9 事業で、繰越限度額 6 億 6,267 万 5,000 円の議決に対し、実際に平成 29 年度へ繰り越した予算額翌年度繰越額は 6 億 2,560 万円で、財源内訳は記載のとおりであります。このうち 7 事業は国の事業であり、さらに 4 事業多く 3,067 万 3,000 円は、国の補正予算第 2 号、平成 28 年 10 月 11 日成立した未来への投資を実現する経済対策に係る事業であります。

以上で報告第 1 号平成 28 年度八雲町一般会計繰越明許費にかかる歳出予算の繰越についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で説明が終わりましたが、質疑があれば許します。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 1 1 報告第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 報告第 2 号平成 28 年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越についてを議題といたします。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 報告第 2 号平成 28 年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越についてご説明をいたします。議案書 51 ページでございます。

本件は地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定により、平成 28 年度八雲町病院事業会計継続費に係る予算の繰越について議会に報告するものでございます。

52 ページをお開き願います。別紙継続費繰越計算書によりご説明をいたします。事業名は総合病院本館棟改築事業で、継続費の総額は 42 億 9,800 万円で、平成 28 年度継続費予算現額は平成 28 年度予算計上額 1 億 4,580 万円に前年度繰越額 5 億 9,244 万 8,000 円を加え、第 4 回定例会にて減額補正しました外構工事分 9,297 万 6,000 円を差し引いた 6 億 4,527 万 2,000 円となります。うち支払義務発生額は 6 億 3,696 万 5,000 円となり、差し引き残額 830 万 7,000 円を平成 29 年度に繰越したものでございます。平成 28 年度末における工事の進捗状況は、東棟及び南棟の改修工事、旧本館棟の解体工事が終了しまして、今年度は外構工事に係る正面駐車場の舗装工事となります。繰越額に係る財源内訳については記載のとおりでございます。

以上で報告第 2 号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終了しましたが、質疑があればゆるします。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 1 2 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 発議第 1 号雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 1 号雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書。提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

3 月に高校生ら 8 人が死亡する痛ましい雪崩事故が発生した。当日は気象庁から雪崩注意報が発令されていたにもかかわらず発生した事故であった。

記1、山岳での電波伝搬特性に優れた150MHz帯の位置検知システムの導入を促進すること。2、周波数の有効利用を促進するために時間的有効利用が可能なシステムの専用周波数を確保すること。3、登山関係者の自助自立を基本とした運用体制の整備を図ること。4、登山者が端末を安価に保有できるようにするためにレンタル制の導入や、標準規格の統一を図ること。5、電波を発信する登山者位置検知システムの速やかな免許を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、どうか一つよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第13 発議第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第13 発議第2号ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11番（宮本雅晴君） 発議第2号ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

昨年末に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところである。

記1、公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に

行う独立組織の設置を検討すること。2、3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。3、アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 昨今、ギャンブル等依存症の国民の皆様の認知がされつつあるところであります。この意見書の記述1のように、今でも公営ギャンブルでの依存症対策が十分でないにもかかわらず、俗に言うカジノ解禁推進法でギャンブル等依存患者を増すことに廃止を求めるべきだと私は思います。

それでこの意見書は特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の付帯決議に対してのものであって、ギャンブル依存症患者を増やすことの現況に触れていないと思いますが、それについて、ようは通った法案だからそれに対するギャンブル患者を増やさないための方策が必要だと訴えるに過ぎないと思います。故に私は元々の俗に言うカジノ解禁推進法、これに反対もしくは廃止を求める意見書を提出すべきだと思います。

それについてどうでしょうか。

○議長（能登谷正人君） 質問の趣旨は分かりました。答弁できますか。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 賛同者の一員として答弁させていただきたいと思いますが、まず日本というのは法治国家でございますので、現行法上成立している法案に対してその補完的なギャンブル依存症の問題がありますので、現実的な対応を政府に求める意見書としておりますので、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

横田君。

○4番（横田喜世志君） 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆるカジノ解禁推進法、これの付帯決議に基づく内容のものであり、文字通りカジノ解禁を前提にしたものであり、これに賛成することはできません。カジノ推進派の中からさえ、カ

ノを合法化すれば必ずギャンブル中毒患者は増えると指摘されています。カジノ解禁法で病的賭博患者を増やししながら依存症対策の強化を求めることは本末転倒であると思います。

よって、この意見書に反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより直ちに本案を採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 14 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 発議第 3 号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算確保・拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 発議第 3 号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算確保・拡充を求める意見書案について、提出者を代表して提案説明を行います。

国においては、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 2 分の 1 への復元など、お手元に配布のとおり 7 項目について求めるものでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 15 発議第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15 発議第 4 号オスプレイ飛行訓練の中止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第 4 号オスプレイ飛行訓練の中止を求める意見書案について、提出者を代表して提案説明を行います。

今年 8 月に陸上自衛隊矢白別演習場で実施予定の日米共同訓練に、垂直離着陸機 MV22 オスプレイが初めて参加すること、同機を使用した訓練場所として北海道大演習場も候補地として検討していることが報道されました。参加するのは昨年 12 月に名護市の浅瀬に墜落大破したものと同型機です。

本道への飛来と訓練は地元住民のみならず、道民全体の不安を募らせるものであります。こうしたオスプレイの道内訓練は道民の安全を脅かすものであり、容認できません。

記 1、米軍に対して、名護市でのオスプレイの事故原因の徹底究明を求めること。2、オスプレイによる飛行訓練・空中給油訓練の中止、道内での飛行訓練の中止を米軍に求めること。3、安全性の確証がないオスプレイの購入と運用を撤回すること。4、道内演習場の米軍使用を固定化しないこと。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 16 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 16 発議第 5 号学校給食の拡充・無料化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議第5号学校給食の拡充・無料化を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

この数年、自治体の努力による給食費無料化が進んできています。新聞報道によれば、2016年12月現在の給食費無料化は少なくとも55市町村に及んでいるとされています。この背景には学校給食の教育的効果もさることながら、子どもの貧困の広がりがあることは明らかです。栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況に関わらず提供することは、子どもの健やかな成長のために非常に重要なものであります。同時に無料化は自治体の財政を圧迫することから実施に踏み切れていない市町村も少なくありません。

こうした状況をかんがみ、学校給食の無料化を早期に実現するよう強く求めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第17 発議第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第17 発議第6号核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に努力するよう求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○議長（能登谷正人君） 発議第6号核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に努力するよう求める意見書案について、提出者を代表して提案説明いたします。

昨年12月、第71回国連総会の全体会合で、核兵器禁止条約について交渉する国連の会議を2017年に招集することを決定する決議「多国間核軍備撤廃交渉の前進」が多数（賛成

113、反対 35、棄権 13) で採択されました。交渉会議は今年3月と6月～7月に国連本部で開かれます。これは核兵器禁止条約の実現に向けた歴史的な動きであります。核兵器禁止条約の交渉が開始されれば、生物毒素兵器や化学兵器など、大量殺戮兵器が法的拘束力を持つ協定によって禁止されたように、最も残虐な兵器である核兵器を禁止し、廃絶する道が開かれるからであります。

ところが日本政府は、アメリカなど核保有国に同調して反対票を投じました。国際社会での合意にも、核兵器のない世界を求める国民・被爆者の願いにも、世界世論にも反するものであります。

日本政府は、核兵器全面禁止に背を向ける態度をただちに改め、6月から7月にかけてニューヨークの国連本部で開催される交渉会議に参加し、核兵器禁止・廃絶のための条約実現に努力するよう強く求めます。

以上、議員各位のご賛同、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第18 発議第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第18 発議第7号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 発議第7号地方財政の充実・強化を求める意見書案について、提案説明させていただきます。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割

です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の7項目について実現を求めます。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第19 発議第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第19 発議第8号平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 発議第8号平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案について、提案説明させていただきます。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの、と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成29年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の3項目の措置を講ずるよう強く要望いたします。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 20 発議第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20 発議第 9 号新たな高校教育に関する指針の見直しに関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 発議第 9 号新たな高校教育に関する指針の見直しに関する意見書について、提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

指針が望ましい学校規模の利点として、生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる、生徒会活動や部活動が活性化し充実することをあげているが、地域の高校がなくなることで通学時間が長くなり課外活動などが十分にできない難点も指摘されています。小規模校の利点は、生徒一人ひとりに目が行き届き、地域に根ざした特色ある学校教育を受けることができる点であります。望ましい学校規模に固執するのではなく、地域住民の声を聞きながら学校づくりをすすめることこそ大切なことであり、そのことが北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考え、提案いたします。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 2 1 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書はお手元に配布のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 日程第 2 2 議員派遣の件

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については会議規則第 125 条第 1 項の規定により、お手元に配付のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成 29 年第 2 回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 1 時 4 7 分]